

**地域密着型サービス事業所等指定候補事業者公募について**  
**(令和8年度指定分)**



**令和7年7月**

# 笛吹市地域密着型サービス事業所等指定候補事業者募集要領(案)

## 第1. 公募の趣旨

笛吹市では、高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めております。

本要領は、第9期介護保険事業計画で定めた令和8年度までのサービス見込量に基づき、「笛吹市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則」（以下「規則」という。）により、指定する地域密着型サービス等の指定を受けようとする事業者（以下「事業者」という。）の公募を行うものです。

## 第2. 公募する地域密着型サービス等

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」、かつ「笛吹市地域密着型サービスの整備予定」に基づく次のサービス事業です。

### **【定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1カ所】**

※令和7年度計画、令和8年度中に工事着手・開設

※地域密着型サービス等整備事業概要を参照

## 第3. 地域密着型サービス事業所等指定候補事業者の選定方法

### 1 指定候補事業者の審査及び決定方法

① 審査は、応募申込書による一次審査と、プレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査とします。二次審査は一次審査に合格した事業者を対象として、笛吹市地域密着型サービス事業所等指定候補事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行ないます。

② 決定は、審査委員会による指定候補事業者選定後、笛吹市地域密着型サービス運営に関する委員会の意見聴取を経て、市長が行います。

### 2 審査結果の通知と公表

① 審査結果は、地域密着型サービス事業所等指定候補事業者審査結果通知書により通知します。

② 指定候補事業者決定後、決定した事業者及び提案内容の一部を公表します。

### 3 その他

① 指定候補事業者の応募が無い場合及び指定候補事業者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

② 審査の結果、「指定候補事業者なし」とする場合があります。

#### 第4. 応募手続

##### 応募申込書及び開設提案書の提出

本公募に申込を希望する事業者は、地域密着型サービス事業所等指定候補事業者申込書（様式第1号）及び開設提案書（様式第2号）を提出してください。提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

なお、パンフレットを除き、書類は原則として全てA4版で作成してください。

##### ① 応募書類の提出期日・提出場所

日 時	提出場所
令和7年8月8日（金）～ 9月22日（月）まで （土曜・日曜・祭日は除きます。） 午前8時30分～午後5時15分	笛吹市石和町市部 800 笛吹市役所 保健福祉館内 保健福祉部 介護保険課 給付適正担当

##### ② 応募申込書の提出書類一覧

項 目	内 容	様 式
申 込 書	所定の様式	様式第1号
(1)定款又は寄附行為	最新のもの	
(2)法人登記簿謄本	応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの	
(3)印鑑証明書	応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの	
(4)事業者概要	①事業経歴・実績 ②事業の基本的事項 ・代表者の履歴書 ・役員、社員の構成、氏名 ③事業者の概要(パンフレットでも可) ④現在運営している施設又は事業に関する資料 ・施設の運営形態 ・事業内容、規模 ・特色、施設の構成 ・敷地面積、床面積 ⑤今後開設を予定している施設又は事業に関する資料 ・事業内容、規模	様式自由
(5)決算書等	①最近3年間の決算書 ②公的機関からの補助金、融資、寄付等がある場合は過去3年間の内容と実績	様式自由

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出してください。

※ 提出部数は2部（正副各1部）。 副本の(2)(3)についてはコピー可とします。

※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

### ③ 開設提案書の提出書類一覧

項目	内容	様式
開設提案書	所定様式	様式第2号
(1)理念・基本方針	介護サービス事業を行うに当たっての理念、基本方針	様式自由
(2)事業スケジュール	開設までの日程表	様式自由
(3)基本計画図面	所在地、事業規模、平面図等	様式自由
(4)資金計画	市からの補助金収入は見込まずに作成すること。 設計を行い事業費の変更は最小限になるように注意すること。	様式自由
(5)従事職員関係	①採用方法(職員の採用方法から従事まで) ②資格、経験(採用資格、実務経験について) ③雇用形態(常勤職員とその他職員について) ④研修体制(採用時、従事後) ⑤健康管理(健康診断等について) ⑥配置人員(職種、時間ごとの配置について)	様式自由
(6)衛生管理	体制の内容、マニュアル等について	様式自由
(7)事故防止・防災対策	体制の内容、マニュアル等及び保険等について	様式自由
(8)苦情処理	苦情処理体制について	様式自由
(9)地域等との連携	地域及び関係機関との連携について	様式自由

※ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出してください。

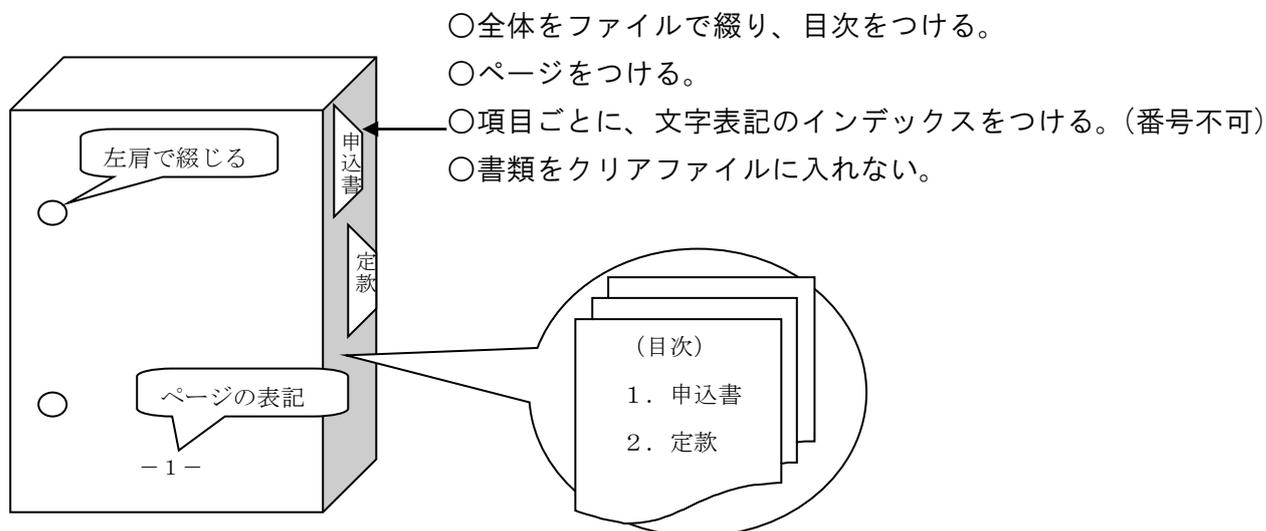
※ 提出部数は6部。

※ 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めることがあります。

### ④ 提出書類の体裁

応募申込書と開設提案書は別冊とし、背表紙には、「応募申込書または開設提案書」、「開設を希望するサービス種別」、「申込者（法人名）」を記載。

書類の体裁は、以下のように整えてください。



【提出書類のファイルについて】 提出書類を綴るファイルを下記のとおり指定します。

- ①コクヨ フラットファイルA4タテ（フ-V10）若しくは、同等品。色は問わない。
- ②書類の厚さによりファイル幅は適宜変更してください。

【提出に当たっての注意事項】

- ①郵送等(郵便又はその他小包輸送等)による提出は受け付けません。
- ②電子媒体や電子メールによる提出は受け付けません。
- ③提出される場合には、必ず(前項提出先まで)事前にご連絡をお願いします。
- ④必要書類が不備と認められる申請等関係書類は受け付けません。
- ⑤提出後の関係書類の差替え、及び追加等はできません。また、返却もできません。
- ⑥事業計画の準備等から応募提出等にまでに要する全ての費用は、応募者自身の負担となります。
- ⑦提出書類の不備や不足は、審査の対象から除外されますので、提出される書類については、再三の確認を行う等、十分に注意してご提出ください。

#### 第5. 公募スケジュール（予定）

NO	実施日	項目	備考
1	令和7年7月22日（火）	募集要領公表	ホームページ等
2	7月22日（火）～ 8月1日（金）正午	質問受付	FAX又は 電子メールによる
3	8月8日（金）～ 9月22日（月）	応募受付	
4	10月上旬	一次審査(提出書類点検)	
5	10月下旬	プレゼン	
6	(同日開催)	二次審査（審査委員会）	プレゼン・ヒアリング・審査
7	11月中旬	地域密着型サービス運営に関する 委員会	審査委員会より結果報告 意見聴取
8		指定候補事業者決定	市長決裁
9	12月上旬	結果通知	
10		指定決定業者公表	ホームページ等
11	令和8年4月 ～令和9年3月	指定業者による開設準備 指定手続き、工事・開設	

※上記については、予定であり前後することもあります。

#### 第6. 受付及び問合せ先

〒406-0031 笛吹市石和町市部 800

笛吹市保健福祉部 介護保険課 給付適正担当

TEL 055 - 261 - 1903 Fax 055 - 262 - 1318

E-mail [kaigo01@city.fuefuki.lg.jp](mailto:kaigo01@city.fuefuki.lg.jp)

笛吹市長 殿

所在地  
申請者  
名称

印

地域密着型サービス事業所等指定候補事業者申込書

このことについて、次の関係書類を添えて応募します。

【提出書類】

(1) 定款又は寄付行為	2部 (正・副)
(2) 法人登記簿謄本	2部 (正・副)
(3) 印鑑証明書	2部 (正・副)
(4) 事業者概要	2部 (正・副)
(5) 決算書等	2部 (正・副)
(6) 開設提案書	別途提出

\* (2) (3) の副本は、コピー可。

担当者連絡先	フリガナ					
	法人名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 - )				
		(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
	法人の種類別			法人所轄庁		
	担当者の職名・氏名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日

整備計画指定を受けようとする事業	事業所等の所在地	(〒 - ) 山梨県 笛吹市			
	事業の種類			申請をする事業の 事業開始予定年月日	

備考 1 「受付番号」欄には記載しないでください。

2 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

4 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。

# 開設提案書

令和 年 月 日

サービス種別	
--------	--

このことについて、次の書類を添えて提出します。

## 1. 提出書類（各7部）

項目	チェック欄 (添付書類に○印)
(1) 理念・基本方針	
(2) 事業スケジュール	
(3) 基本計画図面	
(4) 資金計画	
(5) 従事職員関係	
(6) 衛生管理	
(7) 事故防止・安全対策	
(8) 苦情処理	
(9) 地域等との連携	

## 2. 担当者連絡先

(注) 申込書（様式第1号）に記載された担当者と異なる場合は、下記に記載してください。

担当者 連絡先	フリガナ					
	法人名称					
	主たる事務所の 所在地	(郵便番号      -      )				
		(ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
	法人の種類別			法人所轄庁		
	担当者の職名・ 氏名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日

# 地域密着型サービス等整備事業概要

## 1. 整備に当たっての基本事項

- (1) 事業者は、法令等を遵守し、社会福祉に熱意と理解を有し、かつ、長期的に安定した施設運営が見込めるものであること。
- (2) 計画について地元行政区、近隣住民等への説明を必ず行い、事前に十分な理解を得ること。
- (3) 開設後は地域密着型サービス施設として、関係機関との連携や地域との交流活動、ボランティアの受入れ等を通じ、地域に開かれた運営を行うこと。

## 2. 整備内容

- (1) サービス: 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 圏域: 笛吹市全域
- (3) 利用者: 笛吹市民
- (4) 期間: 令和8年度中に工事着手、開設

## 3. 応募資格

応募者は、次のいずれにも該当していること

- (1) 事業者は法人であること。  
法人設立予定者は、整備着工までに法人の設立許可を受け設立登記が完了する見込みのものに限る。
- (2) 地域密着型の介護サービスを提供するにあたり、必要な能力、資産及び熱意を有しており、長期的に安定した運営ができること。
- (3) 選考後、速やかに施設整備に向けた準備をすること。県補助金等の可否決定後に建設工事に着手し、令和8年度中に工事を完了させ、事業を開始すること。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項及び6項に定める地域密着型サービス等事業者指定に係る欠格事項に該当しないこと。
- (5) 法人並びに法人代表者が国税及び市県民税等を滞納していないこと。
- (6) 提出書類の受付締切日において、過去5年間に本市の内外を問わず介護保険施設について法令等の違反がないこと。
- (7) 介護保険施設を運営している者で、介護給付費等返還金がある場合は、確実に返還していること。
- (8) 民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (9) 笛吹市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係にある者でないこと。

※上記に該当しないことが判明した場合は、審査を行うことなく失格とする。

#### 4. 土地・建物

- (1) 地域との交流を図ることが期待できる場所であること。
- (2) 予定地については、抵当権等施設存続の支障となりうるような権利設定が無いこと。
- (3) 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法、文化財保護法等その他関係法令により建築に支障が無いことを十分確認すること。特に、開発許可等について、関係部局に事前に確認すること。(状況報告を添付)
- (4) 賃貸借物件を使用して事業を実施する場合は、賃貸借期間は30年以上とし、契約期間満了に双方異議ない場合は契約が自動更新される旨の記載がなされた契約であること。
- (5) 災害(土砂・がけ崩れ・洪水等)に対する安全性が確保されていること。
- (6) 高層の建築物でサービスの提供を行う場合は、3階以下の階層で行うこと。
- (7) 新耐震基準(昭和56年の建築基準法施行令改正以降の基準)を満たしていない建物については耐震補強を行うこと。

#### 5. 補助金の活用

※補助金等について

現在のところ、国及び県が実施する補助事業が未定となっていることから、市が交付する補助金等についても予定はありません。

補助金利用希望の場合であっても、資金計画は当該補助金が無いものとして策定してください。

#### 6. その他の注意事項

- (1) 指定候補者に決定された事業者は、指定が確定されたものではなく後日指定申請を行う。当該サービス事業の基準を満たさない場合は、指定をしないこともある。
- (2) 次に該当する場合は指定候補者としての決定を取り消すことができる。
  - ① 指定候補者に決定されたが、法令に違反するなど指定候補者として適正でないと認められるとき。
  - ② 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
  - ③ 指定候補事業者から事業の遂行が困難になったことにより、指定候補事業者の辞退の申し出があったとき。
- (3) 原則、提出書類に沿って事業を実施することとなるため、応募に当たっては、提案する事業が確実に実施できるよう、具体的な内容のものを提出すること。
- (4) 事業者は介護保険法に基づく指定基準を満たすとともに、同法上の指定業者として適正に事業を実行すること。
- (5) 応募受付後にやむを得ない事情で応募を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式任意)を提出すること。

なお、指定候補事業者として選定された後に辞退することは、市の計画全体に大きな支障をきたすため、確実に事業を実施できる見込みを持って応募すること。

また、事業予定者名は選考後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等を公表する場合がある。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただくこともある。

(6) 応募にあたっては建設予定地の地元行政区、近隣住民、隣接地権者に対し詳細な説明を行い理解を得ること。(状況報告を添付)

また、説明を行うにあたっては「今回は応募のための事前説明であり、現時点では施設整備が確定したものではない。」という前提をよく説明するとともに、選定結果通知後速やかに結果を伝えること。

(7) 質問について

①受付方法

次ページの「地域密着型サービス事業者公募に関する質問票」に記入し、FAX又は電子メールで提出して下さい。**※電話や口頭での質問には一切答えられません。**

送付先	笛吹市役所 保健福祉部 介護保険課 給付適正担当
FAX	055-262-1318
E-mail	kaigo01@city.fuefuki.lg.jp

②受付期間

令7年7月22日(火)～8月1日(金) 正午まで

③回答の方法

FAX又は電子メールで回答するとともに、その内容を周知する必要がある場合は、回答を市ホームページで公表する。

(質問票書式)

笛吹市保健福祉部

介護保険課

給付適正担当 行き

FAX: 055-262-1318

E-mail: kaigo01@city.fuefuki.lg.jp

令和 年 月 日

## 地域密着型サービス事業者公募に関する質問票

### 1 質問者

事業者名			
担当者名			
所在地			
連絡先	TEL :	FAX :	e-mail :

### 2 質問事項

件名	
公募要領等の項目名	
質問 (内容は簡潔かつ明確に箇条書きをお願いします。)	

※ 質問は、ファックス・E-mailにより令和7年8月1日(金)正午まで受付いたします。

※ 質問は本様式1枚につき1問としてください。

※ 審査選考内容や、介護保険法に基づく指定基準など法令等により確認ができる事項、他の応募者に関する情報等については回答しかねます。